

出願意匠「人形」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成 20(行ケ)10402・平成 21 年 3 月 25 日(3 部)判決 認容・審決取消

### 【キーワード】

引用意匠画像(ホームページ) 部分意匠, 引用意匠の確定(鮮明度), 意匠法 3 条 1 項 2 号

### 【事案の概要】

#### 1 特許庁における手続の経緯

原告S人形社は、意匠に係る物品の名称を「人形」とする意匠登録第1310310号(平成18年12月24日出願,平成19年8月17日設定登録。以下「本件登録意匠」という。)の意匠権者である。

被告T社は、平成19年12月7日、特許庁に対し、本件登録意匠を無効にすることを求めて審判(無効2007-880017号事件。以下「本件審判」という。)を請求した。

特許庁は、平成20年10月1日、「登録第1310310号の登録を無効とする。」との審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本を同年10月14日に原告に送達した。

#### 2 本件審決の理由

本件審決の理由は、要するに、本件登録意匠(別紙1「本件登録意匠」のとおり)は、平成19年11月の原告のホームページ(掲載頁のアドレスは、<http://www.suzuki-ningyo.com/>。以下「原告ホームページ」という。)に掲載された意匠(以下「引用意匠」という。別紙2「引用意匠画像」のとおり)に類似し、意匠法3条1項3号に掲げる意匠に該当し、同条の規定に違反して登録されたものであるから、その余について判断するまでもなく、意匠法48条1項の規定により、無効にすべきものである、というものである。

上記判断に際して、本件審決が認定した本件登録意匠及び引用意匠の内容、両者の一致点及び差異点は、以下のとおりであり(審決書10頁10行から11頁24行)、当該部分を引用する。

#### 「2. 本件登録意匠

本件登録意匠は、平成18年12月24日に出版され、平成19年8月17日に意匠権の設定の登録がなされた、意匠登録第1310310号の意匠であって、願書の記載及び願書添付の図面によれば、意匠に係る物品を「人形」とし、その形態を願書及び同図面記載のとおりとし、実線で表された部分を、部分意匠として意匠登録を受けた部分(以下、「当該部分」という。)としたものである(別紙第1参照)。

### 3．引用意匠

引用意匠は、甲第12号証に記載の、被請求人会社ホームページ（掲載頁のアドレス <http://www.suzuki-ningyo.com/>）の中に掲載された、雛人形（甲第12号証第4頁）（掲載頁のアドレス <http://www.suzuki-ningyo.com/catalogue/2007.htm>）の本件登録意匠に相当する部分の意匠（以下、「引用意匠」という。）である（別紙第2参照）。

その雛人形は、「BELL'S KISS SERIES」と銘打たれた画像中に掲載されているが、当該画像は、「BELL'S KISS SERIES」の雛人形を示すものではなく、「BELL'S KISS SERIES」の雛人形頭部を示すためのものであり、頭部の発表のために、胴部を付けて同ホームページに掲載されたものである。そして、当該頁は、平成18年12月3日の同社ホームページリニューアル時点から現在に至るまで掲載されているものである。したがって、「BELL'S KISS SERIES」と銘打たれた画像中に掲載された雛人形の意匠は、本件登録意匠出願前に電気通信回線を通じて利用可能となった意匠である。

### 4．両意匠の対比

本件登録意匠と引用意匠を対比すると、意匠に係る物品は、本件登録意匠は「人形」であり引用意匠は「雛人形」であるが、実質的に両意匠の物品は一致し、本件登録意匠の当該部分と引用意匠のそれに相当する部分（以下、「両意匠の部分」という。）は、重襟元の最内側のレース地による飾り部分であるから、両意匠の部分の用途及び機能、さらに全体の形態の中での位置、大きさ、範囲においても一致する。そして、両意匠の部分の形態については、以下の共通点及び差異点が認められる。

#### [ 共通点 ]

両意匠の部分は、基本的構成態様を、(A)重襟元からさらに内側に襟を重ねるように、帯状レース地を配して飾り部としたもので、当該部分の全体を略V字状とし、具体的構成態様において、(B)レース地を、基部側を濃密な密度の編み地とし、先端側に円形模様を1個ずつ、周方向に連続して設けたものとし、(C)円形模様を、円形外輪の中央に、直径を円形外輪の約1/2とした円形部を形成し、円形外輪と中央円形部を多数の放射状細線で繋いだ、車輪様の花図形状とし、(D)先端側輪郭を、円形模様の円形外輪が、略半円状に突出して連なった形状とし、(E)円形模様の配置を、左右の襟が重なり合う略V字状の尖り部に1個が表れるよう配し、そこから正面視略左右対称に、連続して円形模様が表れるよう配した点が、共通する。

#### [ 差異点 ]

両意匠の部分は、具体的構成態様において、(a)基部側編み地部を、本件登録意匠は縦横の糸が表れるメッシュ地としたのに対し、引用意匠は編み方

で視認できない点、(b) 円形模様の略V字状の左右側の数を、本件登録意匠は2個ずつとしたのに対し、引用意匠は背に回っていく2個目は後方が半分隠れ、約1個半程度ずつとした点、(c) 円形模様先端部までの幅(襟からの突出方向の長さ)について、本件登録意匠は襟元開口部左右幅の約1/4とし、円形模様先端部の略半円状突出部は人形の顔に当たっていないのに対し、引用意匠は同約1/3とし、同略半円状突出部が人形の顔に当たり、先端部が折れ曲がっている点に、差異が認められる。」

### 【判 断】

#### 1 取消事由1(引用意匠誤認による共通点及び差異点の認定の誤り)

当裁判所は、本件審決のした、引用意匠についてした認定部分(下線を引いた部分)は、いずれも「引用意匠」(甲12, 4頁の画像)により確定することができず、何らの根拠に基づくことのない認定であるから、誤りがあると判断する。その理由は、以下のとおりである。

(1) 本件審決は、本件登録意匠と引用意匠の対比において、次のとおり共通点及び差異点を認定した(審決書11頁4行目ないし24行目。ただし、下線部分は判決において表示した。)

#### 「[共通点]

両意匠の部分は、基本的構成態様を、(A) 重襟元からさらに内側に襟を重ねるように、帯状レース地を配して飾り部としたもので、当該部分の全体を略V字状とし、具体的構成態様において、(B) レース地を、基部側を濃密な密度の編み地とし、先端側に円形模様を1個ずつ、周方向に連続して設けたものとし、(C) 円形模様を、円形外輪の中央に、直径を円形外輪の約1/2とした円形部を形成し、円形外輪と中央円形部を多数の放射状細線で繋いだ、車輪様の花図形状とし、(D) 先端側輪郭を、円形模様の円形外輪が、略半円状に突出して連なった形状とし、(E) 円形模様の配置を、左右の襟が重なり合う略V字状の尖り部に1個が表れるよう配し、そこから正面視略左右対称に、連続して円形模様が表れるよう配した点が、共通する。

#### [差異点]

両意匠の部分は、具体的構成態様において、(a) 基部側編み地部を、本件登録意匠は縦横の糸が表れるメッシュ地としたのに対し、引用意匠は編み方まで視認できない点、(b) 円形模様の略V字状の左右側の数を、本件登録意匠は2個ずつとしたのに対し、引用意匠は背に回っていく2個目は後方が半分隠れ、約1個半程度ずつとした点、(c) 円形模様先端部までの幅(襟からの突出方向の長さ)について、本件登録意匠は襟元開口部左右幅の約1/4とし、円形模様先端部の略半円状突出部は人形の顔に当たっていないのに対し、引用

意匠は同約 1 / 3 とし、同略半円状突出部が人形の顔に当たり、先端部が折れ曲がっている点に、差異が認められる。」

(2) しかし、本件審決が、引用意匠の基礎的構成態様及び具体的構成態様として挙げた部分（上記下線を引いた部分）に係る認定内容は、いずれも、「引用意匠」（甲 1 2，4 頁の画像）により確定することはできない。

すなわち、引用意匠について、基本的構成態様において引用意匠が帯状レース地を配していること、レース地を、基部側を濃密な密度の編み地とし、先端側に円形模様を 1 個ずつ、周方向に連続して設けたものとしていること、

円形模様を、円形外輪の中央に、直径を円形外輪の約 1 / 2 とした円形部を形成し、円形外輪と中央円形部を多数の放射状細線で繋いだ、車輪様の花図形状としていること、先端側輪郭を、円形模様の円形外輪が、略半円状に突出して連なった形状としていること、円形模様の配置を、左右の襟が重なり合う略 V 字状の尖り部に 1 個が表れるよう配し、そこから正面視略左右対称に、連続して円形模様が表れるよう配していること、基部側編み地部であること、

円形模様先端部までの幅（襟からの突出方向の長さ）について、引用意匠は同約 1 / 3 とし、同略半円状突出部が人形の顔に当たり、先端部が折れ曲がっていること、以上の各事実は、いずれも、引用意匠の襟元部の画像（甲 1 2，4 頁の画像）が不鮮明であるため、その形状、素材又は態様を確定することができない。この点は、同じホームページに掲載された画像又はその写真（甲 2 9，乙 3，乙 6・別紙「引用意匠画像」）によっても、確定することはできない。

この点について、被告は、原告ホームページに引用意匠と同じ時期に掲載された雛人形の画像（乙 4）を併せて見ることにより、本件意匠が審決の認定したとおりの内容及び態様であることを推認できる旨主張する。しかし、乙 4 の画像も不鮮明であって、同画像から審決の認定した引用意匠の内容を確定することは到底できない。

また、被告は、引用意匠を見る需要者は、過去の登録例（乙 5）や市販のレース地（甲 8 レース地（J））によって、不鮮明な意匠の部分を補って判断をするから、本件審決が審決の認定したとおりの内容及び態様を確認できると主張する。しかし、多数存在する既存のレース地から乙 5 や甲 8 のレース模様を選択し、その形状を確定することは到底できない。

被告の上記主張はいずれも失当である。

以上によれば、本件審決が、引用意匠の基礎的構成態様及び具体的構成態様として挙げた部分（上記下線を引いた部分）の認定内容は、いずれも、「引用意匠」（甲 1 2，4 頁の画像）から確定することができず、何らの根拠に基づくことなく認定したものであって、誤りというべきである。

## 2 結論

以上によれば、原告主張の取消事由1（引用意匠誤認による共通点及び差異点の認定の誤り）には理由があり、その余の点について判断するまでもなく、原告の本訴請求は理由があるから、本件審決を取り消すこととし、主文のとおり判決する。

### 【論 説】

1．筆者がこの事件に注目したのは、被告（請求人）が本件登録意匠（部分意匠）に対し登録無効の理由として適用した規定が、意匠法3条1項2号の中の「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠」であり、それと類似するとして同条項3号であったことにある。

特許庁の意匠審査官が、出願意匠に対し、法3条1項2号・3号を適用して拒絶することは日常茶飯事であるところ、その中の前記規定が適用された事例を筆者はまだ知らないから、珍しい事案である。

その前記規定を無効審判請求事件で、請求人が引用した意匠画像を、審判部が証拠採用しかつこれと類似するとして登録無効の審決をしたのである。しかし、引用例から察するに、こういう無効審判の請求事案は、両者間に特別な事情のある競業者でなければできないであろう。

ところが、本件判決に添付されているインターネット上の画像である引用意匠を見ると、部分意匠である本願意匠と対比しなければならない意匠部分が鮮明に表現されているものでないから、対比観察をすることが不可能にもかかわらず、審決では「両意匠の対比」を具体的に行って記述しているという不思議な現象が起っているのである。

2．これに対し知財高裁はこの事実を確実に把握し、審決がした引用意匠についての認定部分（下線部分）は、いずれも引用意匠（画像）からは確定できないから、審決は何らの根拠に基づくことなく認定したものとして、審決取り消しの判決をしたのである。

それにしても、特許庁審判部におけるPCからは、当該画像は鮮明に観察することができたのだろうか。おそらく裁判所においても、事実確認のために指定されたウェブサイトにアクセスして見たことは想像されるが、依然として不鮮明かつ不明確な画像であった事実が確認されたのではなかろうか。

3．ところで、引用画像とは、原告（意匠権者）自身が発表しているものであってみれば、その画像は後日自由に抹消することができることが考えられるから、刊行物の場合とは違い、証拠能力としては極めて低いものといわねばなら

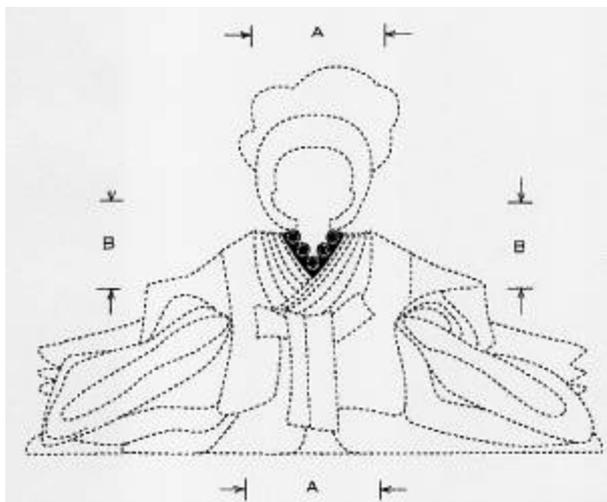
ない。

したがって、ネットワーク上の画像なるものは、抹消されることなく固定して存在する刊行物記載の意匠と対等関係にある公知手段の範疇に属するものではないから、3条1項2号から削除すべき規定であり、特許庁の審査においては、適用を避けなければならない危険な規定である。

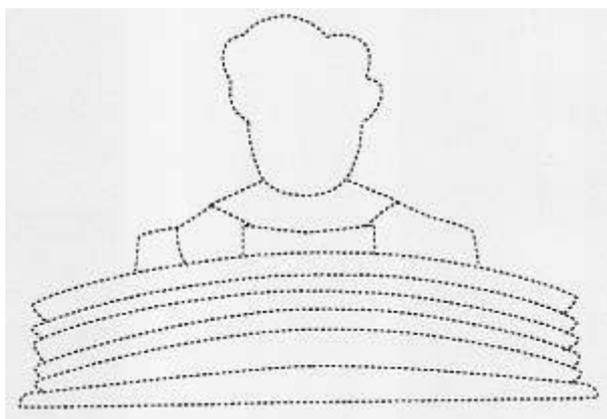
〔牛木 理一〕

別紙1 「本件登録意匠」

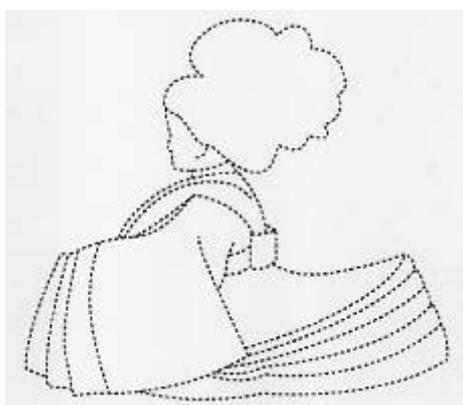
【正面図】



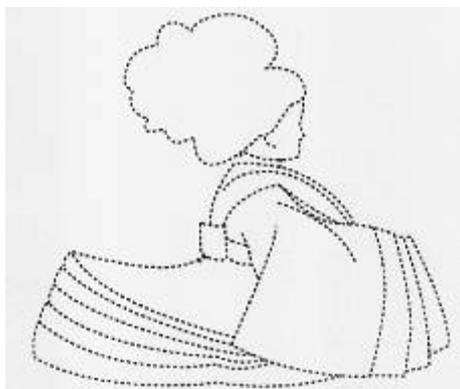
【背面図】



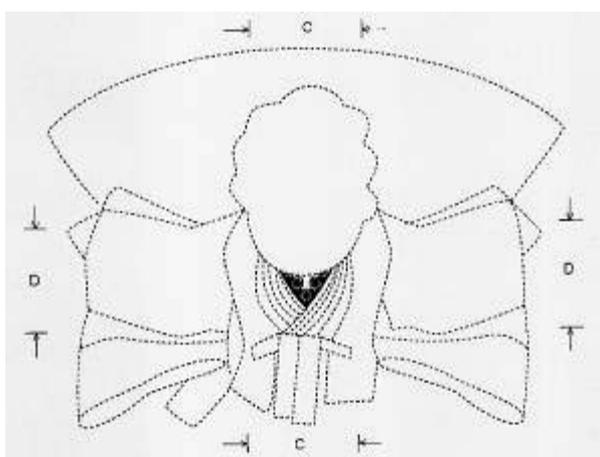
【右側面図】



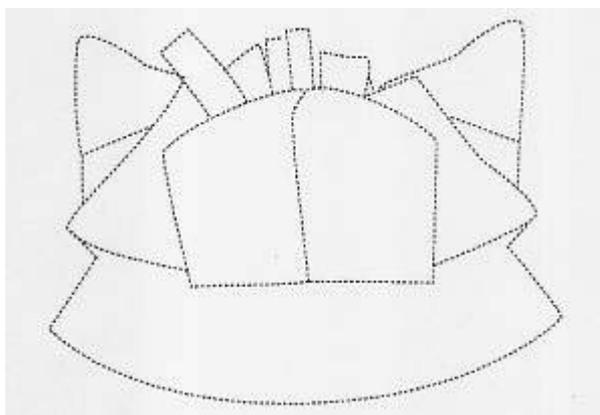
【左側面図】



【平面図】



【底面図】



【A - B部分放大图】



【C - D部分放大图】



別紙2 「引用意匠画像」

